

湯沢市集中改革プラン

～ 行財政改革実施計画 ～

（平成28年度～平成30年度）



平成28年 2月
秋田県湯沢市

このプランは、湯沢市行財政改革大綱の具体的な取組を記述したものであり、行財政改革の実施計画として、その着実な実施を図っていくものです。

実施期間は、平成28年度から平成30年度までの3年間とします。

< 目次 >

基本目標	基本方針	取組事項	頁	
公共サービスの質的向上と最適化	1 「新たな公共」の創造	① 新たな公共推進計画(仮称)の策定	4	
		② 市民Eメールモニター制度の創設		
		③ 市民が参画できる場の確保		
		④ 協働のための中間支援機能の確保		
		⑤ 地域づくりのための拠点整備		
		⑥ コミュニティビジネスの仕組みづくり		
		⑦ ゆざわ地域カデータバンク(仮称)の創設		5
		⑧ 公共データのオープン化		
		⑨ 行政と民間の連携による建造物等のPR		
		⑩ 空き家バンクの創設		
	⑪ 市場化テストの試行	6		
	2 アウトソーシングの推進		② クラウドソーシングの試行	
			③ 広報業務の民間委託	
			④ 皆瀬保育園の民営化	
			⑤ 文化会館の民間委託	
⑥ 図書館の民間委託				
⑦ 社会体育施設の民間委託				
⑧ 水道施設管理運営業務の民間委託				
⑨ 下水道浄化センター管理業務の民間委託				
⑩ 合併処理浄化槽(市設置型)管理業務の民間委託				
3 公有財産のマネジメント		① 固定資産台帳の整備	7	
	② 公共施設等総合管理計画の策定・実行			
	③ 遊休資産の活用			
	④ 近隣市町村における社会体育施設等の相互利用の検討			
	⑤ 集落集会所類似施設の譲渡	8		

基本目標	基本方針	取組事項	頁	
【続き】 公共サービスの質的向上と最適化	4 職員の意識改革、人材育成	① 目標管理制度の確立	8	
		② 人事評価制度の確立		
		③ 職員提案制度の見直し		
		④ 職員の公務能率の向上と人材育成の推進		
		⑤ 職員同士の意見交換の活発化		9
		⑥ 市長と職員のコミュニケーションの向上		
		⑦ ワーク・ライフ・バランスの推進		
		⑧ 民間企業への職員派遣		
	5 組織機構と定員管理の適正化	① 企画調整部門の分権化と経営機能の強化	10	
		② 管理監督機能を効果的に発揮できる組織体制の構築		
		③ 人口減少に立ち向かう組織機構改革		
		④ 事務分掌の見直し		
⑤ 職員定員管理の推進				
ー 地域づくりのための拠点整備(再掲)				
強固で柔軟な財政基盤の確立	1 財源の確保	① 公共施設等受益者負担適正化ガイドライン(仮称)の策定	10	
		② 資金運用益の拡大		
		③ 未利用財産の売却等		
		④ ふるさと納税の促進		
		⑤ 債権管理体制の強化		11
		⑥ 市税収納率の向上		
		⑦ 総人件費の抑制		
		⑧ 新電力の導入検討		
	2 事務事業の点検と見直し	2 事務事業の点検と見直し	① 事業評価体制の強化	12
			② 補助金等交付基準の見直し	
			③ 補助金等審査会の見直し	
			④ 業務の見える化の推進	
⑤ 利用者本位のワンストップ窓口(仮称)の設置				
⑥ エルタックスによる納税者の利便性向上			13	
⑦ 入札事務等の電子化				
⑧ 循環型農業推進センターの経営改善				
⑨ 情報発信の在り方を見直し				
⑩ 日直体制の見直し				
⑪ 温泉給湯施設の管理体制の見直し				
2 事務事業の点検と見直し		⑫ 投票所配置等を見直し		

基本目標	基本方針	取組事項	頁
【続き】 強固で柔軟な財政基盤の確立	3 戦略的な予算編成、財政公表の充実	① 予算編成手法の改善	13
		② 統一的な基準による公会計財務書類の整備	
		③ 分かりやすい財政公表	
	4 公営企業、外郭団体等の健全化	① 公営企業会計の適用の推進	14
		② 経営戦略に沿った公営企業等の経営健全化	
		③ 公共下水道、農業集落排水事業の水洗化率の向上	
		④ 公営企業等に対する繰出金の縮減	
		⑤ 国民健康保険事業の適正化	
		⑥ 介護保険料の収納率の向上	15
		⑦ 外郭団体等の自立促進	

I 公共サービスの質的向上と最適化

1 「新たな公共」の創造

No	取組事項	現状	取組内容	目標年度
1	新たな公共推進計画(仮称)の策定	参加・協働のまちづくり推進指針を平成21年度に策定している。	新しい公共の在り方に関する議論を行い、具体的な行動計画を含めた総合的な計画を策定する。	H28
2	市民Eメールモニター制度の創設	市民の声を収集するため、一部の計画策定時にアンケート調査等を行っている。	広く市民からEメールモニター*を募集し、パソコンやスマートフォンを通じて市政に関する各種のアンケート調査を実施することで、市民の声をスピーディーに集め、市が行う業務の参考にするとともに、市民の参画機会を作る。	H29
3	市民が参画できる場の確保	市民が計画段階から参画できる機会が少ない。	市民の声を計画づくりに反映させるため、計画の種類や目的に応じた多様な方法(ワークショップなど)で、市民が参画できる場(機会)を確保する。	H29
4	協働のための中間支援機能の確保	行政と地域をつなぐ中間支援機能が不足している。	行政と地域をつなぐ仕組みづくりとして、地域づくりコーディネーターを配置し、地区組織を支援するとともに、地域と既存団体(NPO*等)の連携を促す。	H30
5	地域づくりのための拠点整備	11か所の地区センターと6か所のコミュニティセンター等を教育委員会が所管している。	自治振興体制を強化するため、地区組織の活動拠点として考えられる地区センター、コミュニティセンター、ふるさとふれあいセンターの所管を地域づくり担当課に変更し、参加・協働の推進に向けた拠点づくりを進める。	H29
6	コミュニティビジネス*の仕組みづくり	自治組織等は自主財源に乏しく、補助金への依存度が高い組織が多い。	地域の自立を促すため、町内会や集落等が連携してコミュニティビジネスを実施するためのモデルづくりを行う。 具体的には、農産物の生産販売(NPO、農業法人等との協働)や配食、買物サービス(福祉団体等との協働)などをモデル化し、行政は仕組みづくりに関する支援を積極的に行う。	H30

No	取組事項	現状	取組内容	目標年度
7	ゆざわ地域カデータバンク(仮称)の創設	除雪ボランティア隊(社会福祉協議会)、生涯学習人材バンク(市)などが複数存在している。	市民活動やボランティア等に関連する個人や団体をデータバンクとして登録し、支援したい者と支援を必要とする者をつなぐため、ゆざわ地域カデータバンク(仮称)を創設する。	H29
8	公共データのオープン化	各課所が情報を管理しており、市民に有益な情報が提供されていない場合がある。	市ホームページ内に公開用ライブラリ*の作成を検討する。 具体的には、法令等で公開が制限されていない情報で、市民に有益な情報(統計、防災、各種台帳、各種マップ、人口動態など)を、分かりやすい項目立てで提供する。	H28
9	行政と民間の連携による建造物等のPR	—	市内にある特徴的な建造物等(城、古民家、歴史的建造物など)について、行政と民間が連携してインターネットで全国にPRを行い、会議スペースやイベント会場など様々な利活用を促すことで、地域資源のブラッシュアップ*と市の魅力向上に資する。	H28
10	空き家バンクの創設	—	移住や定住を促進するため、地域との協働によって空き家情報を整理し、所有者の同意を得られた物件は、市ホームページでの紹介や改修費の一部支援などにより、利用希望者とのマッチング*を促す。 なお、市は制度設計と確認作業を行い、運用は民間団体に委託する。	H28

*Eメールモニター：市政に関する様々なテーマについて、電子メールを利用して意見や感想を述べる人のこと。

*NPO：自治体や企業とは独立した存在として、社会的な公益活動を行う組織又は団体のこと。民間非営利活動団体。

*コミュニティビジネス：地域資源を活用しながら地域課題の解決をビジネス(経済活動)の手法で取り組むこと。

*ライブラリ：コンピューター上に、複数のデータをまとめて保存してある場所のこと。

*ブラッシュアップ：一定のレベルに達した状態から、更に磨きをかけること。

*マッチング：種類の異なったものを組み合わせること。

2 アウトソーシング*の推進

No	取組事項	現状	取組内容	目標年度
1	市場化テスト*の試行	—	公共サービスの質の向上やコストの低減等が期待される市場化テストの実現性を調査するため、対象業務の洗い出しなどによって試行的な導入に向けた準備を進める。	H30

No	取組事項	現状	取組内容	目標年度
2	クラウドソーシング*の試行	—	昨今注目が高まっているクラウドソーシングについて、市の業務委託に向けて実現性を調査し、委託可能な業務がある場合は試行的な導入を行う。	H30
3	広報業務の民間委託	一部業務(広報誌の印刷等)以外は直営で行っている。	広報ゆざわや関連するSNS*等について、市は、管理的業務(企画や点検など)のみを行い、その他(情報収集、撮影、印刷等)の業務は包括的に民間委託する。	H29
4	皆瀬保育園の民営化	指定管理によって運営している。	湯沢市福祉施設法人運営移行計画に基づき、市立皆瀬保育園を社会福祉法人みなせ福祉会に無償譲渡を行い民営化する。	H29
5	文化会館の民間委託	直営管理している。	湯沢文化会館及び雄勝文化会館について、管理運営にかかわる業務を包括的に民間委託する。	H30
6	図書館の民間委託	直営管理している。	湯沢図書館及び雄勝図書館について、管理運営にかかわる業務を包括的に民間委託する。	H30
7	社会体育施設の民間委託	直営管理している。	社会体育施設の管理運営について、スポーツ関係団体に包括委託する。	H29
8	水道施設管理運営業務の民間委託	一部業務(検針等)以外は直営で行っている。	専門知識が必要な上、職員の育成に時間を要する水道施設管理運営業務を包括的に民間委託する。 また、開閉栓作業、窓口業務なども段階的な委託化に向けて検討を進める。	H30
9	下水道浄化センター管理業務の民間委託	管理業務の一部を委託している。	性能発注方式*によってユーティリティ管理*や補修を含め、下水道浄化センター管理業務を包括的に民間委託する。	H28

No	取組事項	現状	取組内容	目標年度
10	合併処理浄化槽(市設置型)管理業務の民間委託	管理業務の一部(清掃業務)を委託している。	フロア*修理等の業務を含め、合併処理浄化槽(市設置型)管理業務を包括的に民間委託する。	H30

※アウトソーシング：市が行う業務の一部又は全部を外部に委ねること。

※市場化テスト：行政が担ってきた公共サービスを行政と民間が対等な立場で競争入札し、価格と質の両面で最も優れた者が、そのサービスの提供を担っていく官民競争入札制度。

※クラウドソーシング：インターネットを利用して不特定多数の人に業務を発注したり、受注者の募集を行うこと。

※SNS：インターネット上の交流を通して社会的なネットワークを構築するサービスのこと。フェイスブックなど。

※性能発注方式：発注者が求めるサービス水準を明らかにし、事業者が満たすべき水準(品質)を規定して発注すること。

※ユーティリティ管理：設備を運営するために必要な資材等(電力、燃料、薬品等)を調達し、管理すること。

※フロア：空気に圧力を与えて送り出す機械装置のこと。

3 公有財産^{*}のマネジメント

No	取組事項	現状	取組内容	目標年度
1	固定資産台帳の整備	土地、建物、道路などについて、各課所に台帳はあるものの記載事項や管理形態が一元化されていない。	国が示す統一的な基準のもとに固定資産台帳として一元化することで、施設の長寿命化や計画的な更新など、マネジメント体制を構築するための基礎資料とする。	H29
2	公共施設等総合管理計画の策定・実行	解体や統合が必要な施設等を多く抱えているものの、優先順位を比較する材料が少なく組織横断的な議論が不足している。	全体的な管理方針に留まらず、重点的に解体、集約化等を進める施設名などを明記した計画を策定し、順次、公有財産のスリム化を進めていく。 また、施設の在り方を議論する際には、当該施設を利用する者と利用しない者双方の観点から検討を加えることで全体の最適化を図る。	H28
3	遊休資産の活用	利用予定のない普通財産を保有している。	遊休資産のうち、現状どおり又は小規模な改修で再利用できる資産については、貸付けや転用などの有効活用を進める。	H30
4	近隣市町村における社会体育施設等の相互利用の検討	社会体育施設等について、単一自治体の範囲内での利用を前提として、整備や管理を行っている。	社会体育施設等について、近隣市町村との相互利用(利用料金、減免規定の統一など)を通して、住民同士の交流を推進し、満足度の向上や施設利用の促進を図るため、連絡会(仮称)を設置し検討を進める。 また、相互利用に関する取組を検証し、効果が認められる場合は、その他の行政サービスについても協力体制を検討する。	H30

No	取組事項	現状	取組内容	目標年度
5	集落集会所類似施設*の譲渡	集落集会所類似施設を公の施設として維持管理している。	他地区とのバランスを考慮し、集落集会所類似施設について、必要最小限の改修を行った上で、地元団体に無償譲渡する。また、地元団体が譲渡不要と判断した場合は解体する。	H30

※公有財産：地方自治法第238条に規定される地方公共団体が所有する財産のこと。ただし、基金は除く。

※集落集会所類似施設：市が所有する施設のうち、特定の地域住民が主な利用者であり他地区の集会所に類似する施設のこと。

4 職員の意識改革、人材育成

No	取組事項	現状	取組内容	目標年度
1	目標管理制度の確立	試行的に実施している。	組織及び個人が年度ごとの目標を明確にし、組織においては上位方針や予算、個人においては日々の業務や人事評価と連動させることによって、計画的な業務体制の構築や職員の能力開発を図る。 また、組織(課所)目標を設定する際には、組織内で議論を深めることで所属職員の合意形成を図る。	H28
2	人事評価制度の確立	試行的に実施している。	組織目標や個人目標を踏まえ、能力や業績に基づく人事評価を本格的に導入する。 また、評価結果を給与、任用等に反映させることで、年功序列から能力主義への転換を図り、職務意欲の高揚と組織の活性化を進める。	H28
3	職員提案制度の見直し	提案がほとんどない。	提案しやすいように制度を再編して、提案内容が採用された場合には、人事評価制度の評価項目に反映(加点)させる仕組みを導入することで、提案の活発化を促す。	H29
4	職員の公務能率の向上と人材育成の推進	各種庁内研修の実施及び庁外研修参加の勧奨を行っている。	新たに職員研修基本計画を策定して、研修を体系化し、階級ごとに具体的な研修メニューを設定するとともに、研修者が研修内容を業務にフィードバックできる仕組みを導入する。 また、若手職員を中心とした業務改善委員会(仮称)を立ち上げ、業務の能率化と職員の意識改革を進める。	H28

No	取組事項	現状	取組内容	目標年度
5	職員同士の意見交換の活発化	担当業務以外をテーマとした意見交換の機会が少ない。	広い視野で課題を捉え、柔軟な発想で業務に取り組む職員を育成するため、全庁的かつ組織横断的なミーティングを継続的に実施する。	H28
6	市長と職員のコミュニケーションの向上	総合支所、生涯学習センター、給食センター等を対象に実施している。	市長の政策目標を共有する等、市長と職員の意見交換を活発に行える雰囲気を作るために、相互が話しやすい懇談形式の会議を継続的に実施する。	H29
7	ワーク・ライフ・バランス*の推進	—	テレワーク*の導入、業務改善による効率化など、働き方を見直すことで職場環境の向上と職員のワーク・ライフ・バランスの最適化を図る。	H29
8	民間企業への職員派遣	民間企業(銀行等)への派遣はあるが、官公庁への派遣が主体になっている。	民間の様々な業種に職員を派遣しながら民間の経営感覚を習得し、市の業務に還元する。	H30

※ワーク・ライフ・バランス：働く人が、仕事と仕事以外の生活(育児、介護、趣味、地域活動など)との調和をとり、その両方を充実させること。仕事と生活の調和。

※テレワーク：インターネット等を活用した、場所や時間に捉われない柔軟な働き方のこと。

5 組織機構と定員管理の適正化

No	取組事項	現状	取組内容	目標年度
1	企画調整部門の分権化と経営機能の強化	複数の課で調整が必要な事案は、全て企画担当課に集中している。	企画調整機能を各部に分権化する一方で、純粋な行政経営機能を強化する。	H30
2	管理監督機能を効果的に発揮できる組織体制の構築	組織の構成バランスが偏っており、効果的なマネジメントができていない。	部・課・班のバランス(ピラミッド)を見直し、管理監督機能を強化するため、新たに課と班を設置する。	H30
3	人口減少に立ち向かう組織機構改革	急速に進む少子高齢化社会への対応が急務となっている。	市の重点施策や課題に合わせた組織機構改革(情報発信機能や子育て支援機能の強化)を行う。	H30

No	取組事項	現状	取組内容	目標年度
4	事務分掌の見直し	機構改革等に合わせ、適宜見直しを行っている。	組織運営の効率化や業務の専門性を高めるため、類似事務の集約等について検討を行う。	H30
5	職員定員管理の推進	職員数は、合併時から180人削減し、537人となっている。(平成27年4月1日現在)	職員の年齢構成の平準化を図りながら、平成30年4月1日現在の目標職員数500人に向けて計画的に削減を進める。	H30
—	地域づくりのための拠点整備(再掲)	11か所の地区センターと6か所のコミュニティセンター等を教育部が所管している。	自治振興体制を強化するため、地区組織の活動拠点として考えられる地区センター、コミュニティセンター、ふるさとふれあいセンターの所管をくらしの相談課に変更し、参加と協働の推進に向けた拠点づくりを進める。	H29

Ⅱ 強固で柔軟な財政基盤の確立

1 財源の確保

No	取組事項	現状	取組内容	目標年度
1	公共施設等受益者負担適正化ガイドライン(仮称)の策定	施設等の受益者負担について、統一的なルールがなく、公平性の確保等が十分ではない。	公共施設等の利用者負担について、受益者だけでなく、非受益者の視点に配慮した統一的なガイドラインを策定する。 併せて、公共施設等の現状とガイドラインを比較し、利用料の改定等が必要な場合は、速やかに対策を講じる。	H30
2	資金運用益の拡大	短期運用のため低金利である。	資金運用について、安全性に配慮しながら、ラダー型運用*で地方債を購入する。	H30
3	未利用財産の売却等	利用予定のない普通財産を保有している。	売却等が可能な資産を洗い出し、売却や貸付けなどによって未利用財産を解消することで、財源の確保に努める。	H30
4	ふるさと納税の促進	特産品の贈呈等によって寄付額が年々増加している。	国が検討している企業版ふるさと納税などの制度改正にいち早く対応し、更なる寄付額の増加につなげる。 また、返礼品のメニューに市内での体験・交流要素やミニ絵どうろうなどの観光資源を加えることで市の魅力発信と交流人口の拡大を図る。	H28

No	取組事項	現状	取組内容	目標年度
5	債権管理体制の強化	債権*の種類やその根拠法令が多岐に渡り、管理体制や運用方法が統一しきれていない。	債権管理マニュアル等を踏まえ、資力調査によって不良債権を適切に整理することで事務の効率化を図り、可能性の高い債権を確実に回収する。	H30
6	市税収納率の向上	自主財源の確保は喫緊の課題となっている。 (現年度課税分 一般税 H26収納率：98.3%)	給与、預貯金などの債権差押えの強化、動産の差押え強化などによって、実効性の高い徴収体制を整備し、収納率の向上を図る。 (目標 現年度課税分 一般税 98.9%)	H30
7	総人件費の抑制	職員数は減少しているものの、総人件費は低減していない。	業務の繁閑に応じて、職員が流動的に相互の応援体制ができる柔軟な組織づくりを進めるとともに、再任用職員の豊かな知識や経験を活用していくことで、臨時職員や非常勤職員の人数を抑制し、総人件費の低減を図る。	H30
8	新電力*の導入検討	—	コストの低減が期待できる新電力について、導入におけるメリットやデメリットを具体的に分析し、効果が見込まれる施設等がある場合は速やかに導入を進める。	H29

※ラダー型運用：債券の運用方法の1つで、金利の変動リスクを平均化し収益性も一定程度確保することを目的として、短期債から長期債まで、残存期間の異なる債券に同額ずつ投資すること。

※債権：地方自治法第240条に規定される金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利のこと。公債権と私債権に分類される。ここでは、特に市税以外の債権(介護保険料、保育料ほか)の管理体制を重点的に強化しようとするもの。

※新電力：太陽光などを自前で発電したり、自家発電する工場の余剰電力を買ったりして電気を安く販売する新規参入事業者のこと。正式名称は、特定規模電気事業者(PPS)。

2 事務事業の点検と見直し

No	取組事項	現状	取組内容	目標年度
1	事業評価体制の強化	内部事業評価によって事務事業の一部を評価し、予算編成に反映させている。	内部事業評価委員会の枠組みを継続しつつ、委員を複数のワーキングチーム(班)に分けて評価を行い、施策へ反映させるとともに、評価結果等を公開しながらPDCAサイクル*の定着を図る。 また、事業評価審査会を廃止し、評価結果をダイレクトに市長へ具申することで、評価の迅速性と効率性を高める。	H30
2	補助金等交付基準の見直し	補助金等の交付に関する基準(H19策定)が、現状に即さない場合がある。	市の関与のあり方に関する指針等をもとに課題等を抽出し、より実態に即したルールになるよう現行の基準を見直すとともに、運用の周知徹底を図る。	H28

No	取組事項	現状	取組内容	目標年度
3	補助金等審査会の見直し	全ての補助金等について、新設、改正、廃止の都度、部長等で構成されるメンバーが審査している。	審査の重点化と効率化を図るため、原則として、見直し後の補助金等の交付に関する基準に準拠して原案の可否を判断する。 併せて、審査会による会議形式の審査は、政策色の強いもの、上記基準で判断できないもの、その他会長が必要と認めた場合に限定する。	H28
4	業務の見える化の推進	一部の課所では所管業務の洗い出しを行っている。	行政情報システム最適化ガイドラインに基づき、システム導入の際に各課所が所管業務の詳細を体系的に可視化し、ICT※によって効率性の確保や業務の最適化が見込めるか否かを点検することで、調達コストの低減とサービスの品質向上を図る。	H28
5	利用者本位のワンストップ窓口(仮称)の設置	—	妊娠期、乳児期、高齢期などライフステージに合わせた利用者本位のワンストップ相談窓口(仮称)を設置することで、利用者の利便性を向上させる。 初年度(H28)は、基幹相談支援センターを設置し、障がい者の相談体制を整備する。	H29
6	エルタックス※による納税者の利便性向上	電子申告を利用開始している。(給与支払報告書、公的年金報告書、法人市民税申告届出、固定資産税申告)	申告書発送等の機会を捉え、エルタックスについて広く周知することで、利用率の向上を図る。 給与支払報告書:15%(H26:11.1%) 法人市民税:60%(H26:52.7%) 償却資産:15%(H26:11.7%)	H30
7	入札事務等の電子化	入札会場で紙入札を行っており、電子化が進んでいない。	実施における課題を整理し、関係課所との協議を行いながら、入札や委託成果品について秋田県と同じレベルまで電子化を進める。	H30
8	循環型農業推進センターの経営改善	直営管理しており、毎年2千万円以上の赤字を出している。	尿処理施設利用料金を見直すとともに、利用者が減少している豚糞(とんぷん)処理設備の休止、設備休止に伴う電気料や人件費の削減など、具体的な対策を検討・実施することで、経営改善を進める。	H30

No	取組事項	現状	取組内容	目標年度
9	情報発信の在り方の見直し	湯沢市の情報を発信する媒体(ばいたい)が複数存在している。	行政情報、観光情報、暮らしの情報などを整理し、観光情報については、民間団体が運営するホームページ等に発信を委ねる。 また、湯沢市ホームページについては、市民にとって身近で有益な情報を重点的に掲載する。	H29
10	日直体制の見直し	本庁舎2名、各総合支所1名の日直体制となっている。	各庁舎の日直体制について、来客人数、問い合わせ件数等のデータを分析の上、実態に即した日直体制になるよう必要な見直しを行う。	H29
11	温泉給湯施設の管理体制の見直し	一部業務(修繕等)以外は直営で行っている。	使用料改定や施設譲渡の可能性など、今後の在り方について、大規模改修が必要な時期に合わせて地元団体等と交渉を進め、管理体制の適正化を図る。	H30
12	投票所配置等の見直し	期日前投票所設置数：4か所、投票所(選挙当日)設置数：62か所、ポスター掲示場設置数：414か所	期日前投票における出張方式の導入など設置方法の工夫によって、投票機会の確保と利便性の向上を図るとともに、投票所やポスター掲示場の設置場所を見直す。	H30

※PDCAサイクル：業務プロセスの管理手法の1つで、計画(plan)→実行(do)→評価(check)→改善(act)という4段階の活動を繰り返して行うことで、継続的にプロセスを改善していくこと。

※ICT：情報や通信に関する技術の総称。特に、電磁波などの物理現象や法則を応用した機械や器具を用いて情報を保存、加工、伝送する技術のこと。

※エルタックス：地方税ポータルシステムの呼称で、地方税に関する手続きをインターネットの利用によって電子的に行うシステムのこと。

3 戦略的な予算編成、財政公表の充実

No	取組事項	現状	取組内容	目標年度
1	予算編成手法の改善	全ての事業について、個別査定を実施している。	組織目標等を活用して上位方針と予算を連動させ、一定の事業を財源枠配分方式*に移行することで、施策の重点化を図るとともに、より効果的で効率的な予算編成を行う。	H29

No	取組事項	現状	取組内容	目標年度
2	統一的な基準による公会計財務書類の整備	決算統計を活用する総務省方式改訂モデルによって財務書類を作成している。	発生主義や複式簿記を前提とした統一的な基準によって新たな公会計財務書類を整備し、財務内容を分かりやすく公表する。	H29
3	分かりやすい財政公表	正確性を重視して作成、公表している。	財政公表の際、できる限り文字数を少なくし、見やすく親しみやすい内容となるよう表現を工夫することで、財政に対する理解や関心を深める。	H28

※財源枠配分方式：各課所が予算を要求(見積り)する際、あらかじめ配分された財源枠の範囲内で予算要求を行うこと。

4 公営企業、外郭団体等^{*}の健全化

No	取組事項	現状	取組内容	目標年度
1	公営企業会計の適用の推進	下水道事業、簡易水道事業は地方公営企業法が非適用である。	経営基盤の強化や財務マネジメントの向上を図るため、地方公営企業法の適用に向けて資産の把握を始めとする導入準備を計画的に行う。	H30
2	経営戦略に沿った公営企業等の経営健全化	—	公営企業等(上水道、簡易水道、下水道)について、経営戦略に沿って経営改善策を実行することで、経営の健全化を図る。	H30
3	公共下水道、農業集落排水事業の水洗化率の向上	水洗化率は、公共下水道64.1%、農業集落排水57.3%となっている。	供用開始後2年目の未加入世帯に対する個別訪問、下水道相談会、要望に応じた出前講座の開催等を通じて、公共下水道、農業集落排水事業それぞれの水洗化率を3%上昇させる。	H30
4	公営企業等に対する繰出金の縮減	—	一般会計からの任意的な財政支援に依存しないよう経営健全化に努めることによって、一般会計繰出金の段階的な縮減を図る。	H30

No	取組事項	現状	取組内容	目標年度
5	国民健康保険事業の適正化	保険給付費が上昇している。	<p>医療費の抑制を目指すため、国保データ等を活用し、効果的なジェネリック医薬品*利用促進通知を実施する。併せて、データヘルス*計画を策定・実践し、被保険者の健康増進を図るとともに、重症化、重病化を防ぐ。</p> <p>また、国民健康保険事業の広域化に向けて必要な対策を講じる。</p>	H30
6	介護保険料の収納率の向上	普通徴収の収納率が87%となっている。	65歳到達者への口座振替の勧奨や滞納者に対する督促状の送付など、実効的な改善策を進めることで、収納率90%を目指す。	H30
7	外郭団体等*の自立促進	—	外郭団体等について、その目的や役割を踏まえつつ、自主独立した運営を基本として、経営改善に向けた取組を強化する。	H30

*ジェネリック医薬品：新薬(先発医薬品)と同等の有効成分や効能があると厚生労働省に認められている安価な医薬品のこと。後発医薬品。

*データヘルス：特定健康診査や診療報酬明細書(レセプト)などから得られるデータの分析に基づいて実施する効率のよい保険事業のこと。

*外郭団体等：このプランでは、市が2分の1以上出資する法人及び市の補完的役割を担うものとして、恒常的に人的又は財政的な援助を行っている団体のこと(第三セクター、運営費補助団体等)。